

三 ディーター・ライポルド*

トルコ民事訴訟法改正

——ドイツから見た若干の考察——

出口雅久** (訳)

ハカン・ベクチャニテス教授は、極めて簡潔かつ明快な概観において、新しいトルコ民事訴訟法の印象深いイメージを素描していただいた。多くは、私にとって、新しいものばかりである。そこで、ドイツ民事訴訟法学者の視点から、わずかに若干の比較法的な考察を試みることにする。

I. 長すぎる手続期間に対する戦い

改正の主要な目的として、ベクチャニテス教授は、公正な手続を求める権利、とりわけ、適切な時間内における訴訟の終結を求める権利の実現を挙げている。ベクチャニテス教授は、民事訴訟法の改正だけではかかる目的は殆ど達成できないと批判的に付け加えている。実際のところ、たとえば、裁判官の数、裁判所書記課の体制などの全体的な条件も重要な役割を負っている。これは、ドイツの改正の経験からも示されてきたことである。1979年簡素化法以来、ドイツの立法者は、繰り返し新しい負担軽減および促進法により裁判所の負担過剰を軽減し、手続を促進することを努力してきた。一般的には、今日、ドイツにおける民事訴訟の期間は受容可能な範囲内にある。しかし、両当事者の責任を問えないような、終結までに手続が何年もかかる事案は繰り返し存在している。その結果、ドイツに対しては、繰り返し欧州人権裁判所によって長期に亘る裁判手続を理由とする欧州人権裁判所6条違反とする判決が言い渡されてきた。欧州人権裁判所が要請した手続遅延に対する効果的な法的救済手段の創設は、かなり長くかつ対立する意見表明の後にドイツの立法者によって履行された。裁判所構成法において、「長すぎる裁判手続および刑事法

* ディーター・ライポルド フライブルク大学法学部名誉教授（大阪市立大学名誉法学博士、ギリシャ・トラキア・デモクリトス大学名誉法学博士）

** でぐち・まさひさ 立命館大学法学部教授

上の捜査手続における権利保護」という新しいタイトルの第17章を付け加えた。それによれば、すなわち、民事訴訟における訴訟関係者で、不適切な裁判手続の期間のために不利益を被った当事者は、国家に対して補償を求めることができる。当該訴訟関係者が事案を取り扱った裁判所に対して手続期間について責問したことが要件となる。手続が適切な時間内に終結されないというおそれとなる原因が存在する場合には、かかる遅滞の責問は提起することができる。立法者は、わけても、かかる新しい規定によって、裁判所によるいい加減な手続追行に対する予防的な効果を期待したものである。

II. 裁判官の義務違反に対する国家賠償

裁判官の過失により発生させた損害責任に関しては、国家責任の規定を有するトルコでは、ドイツでも適用される規定（基本法34条による国家責任）と、原則として同じレベルである。もっとも、ドイツにおいては、かかる責任はかなり制限されている。すなわち、法的事案に関する判決においては、犯罪構成要件（たとえば法の歪曲）において裁判官の義務違反が存在する場合だけに責任が制限されている（ドイツ民法839条2項1文）。公務執行の義務違反による拒絶または遅滞に際しては、かかる制限は働かない（ドイツ民法839条2項2文）。誤った判決による損害発生の際に介入する、いわゆる判決裁判官の責任特権は、判例によって長い間かなり広く解釈されている。かかる特権は、直接的な弱体化から裁判官の独立性および実体的な既判力の保障を保護することに資するものである。かかる特権が法政策的に正当化されるか否かについては疑問の余地がある。したがって、私の理解が正しいとすれば、トルコ法において、裁判官の可罰的な行為の事案においてはじめてではなく、裁判官の故意または重過失による過誤に対して国家責任が介入することは極めて興味深い。

III. 事物管轄と訴額

事物管轄に関する規定においては、訴額は、トルコ法によれば、区裁判所および地方裁判所の管轄制限については何らの役割も果たさないことは興味深い。これに対して、ドイツ法は、混合システムを採用している。すなわち、地方裁判所と同様に、区裁判所においても、訴額に関係なく一定の事物管轄の一連の請求権に配属されている。しかし、その他では、5,000ユーロの訴額までは区裁判所の管轄が妥当

する。ドイツにおいては、とりわけ1970年代に訴額の制限を廃止することについて議論されたが、しかしながら、訴額は法的事案の意義に対する（大まかではあるが）拠り所を提示するものであり、したがって、管轄の連結点として適しているという見解に留まったのである。

IV. 手続諸原則

新しいトルコ民事訴訟法においては、訴訟原則が従来までの法律に比してより広範囲において規定されたことは、注目に値すると思われる。ドイツの民事訴訟法においては、本来はドイツ帝国民事訴訟法を制定する際に、書面訴訟から離れることに特別に大きな価値を見出した口頭主義のみ明確に定義されている。もっとも、その間に当時において理解していたような口頭主義はもはやそれほど残っていない。公開主義は裁判所構成法に規定されている。処分権主義や弁論主義のような伝統的な訴訟原則は、ドイツ民事訴訟法には明確には規定されていない。これらの訴訟原則が、今日の支配的な裁判官の地位に鑑みて、その原則的な性格を有しているか否かについては、個人的には疑問があるように思われる。傑出した意義を有している法的審問請求権は、ドイツにおいては、憲法上規定されている（基本法103条1項）。一般的に、憲法上の諸原則は、現代の当事者権を保障する訴訟の形成にとっては最も重要とされている。法的審問請求権と並んで、ここでは、裁判へのアクセスを求める権利、効果的な権利保護を求める権利、公正な手続を求める権利、当事者の平等原則および裁判官の独立および中立性を挙げることができる。

V. 書証の必要性

証拠法の説明においては、ハカン・ベクチャニテス教授は、新しい民事訴訟法にも維持されている原則について言及している。それによれば、一定の金額（1100ユーロ）以上の法律行為は、通常は書証によって証明されなければならない。ドイツでは、比較できるような証明規則は適用されない。むしろ、種々の契約の立証に対しても自由心証主義（ドイツ民事訴訟法286条1項）が妥当する。これは、民法における形式自由の原則（Grundsatz der Formfreiheit）とも関連している。ドイツ民法においては、たとえば、土地に関する法律行為における公正証書などの特定の契約に対してのみ一定の形式を定めている。トルコ法のような証明規則は、実際には要式規定（Formvorschrift）と同じような機能を果たし得る。この点は、学説に

においても様々に議論されてきた国際民事訴訟法の領域において重要な役割を果たしている。たとえば、ドイツの裁判所における訴訟において、トルコ法による契約について判断しなければならない場合には、ドイツ民事訴訟法においても契約締結の証明を書証によってのみ可能とするか否かが問題となる。これに対しては、まずはじめに法廷地法の原則（Grundsatz der lex fori）が問題となるように思われる。それによれば、裁判所は、事案自体において他国の実体法を適用する場合であっても、原則として自国の手続法を適用する。証明規則は、一見すると、訴訟法の領域に数えるであろう。すでに言及した要式規定との機能的な比較可能性は、その他の評価、すなわち、トルコ訴訟法の規則の適用を支持することも可能であろう。もっとも、新しいトルコ法では、書証の必要性に関するこれまでの例外以上のものを包含している。これは、私の印象によれば、国際法上の性質決定において訴訟法に配分することを支持することができるかもしれない。というのは、要式規定と比較可能な書証による証明に限るという厳格な制限が問題となっているという以上に、考慮される証明手段（証人も含めて）の間の多種多様な区別というものの問題となっているからである。この見解に従えば、トルコ民事訴訟法の規定は、ドイツでの訴訟においてはトルコ実体法に対しては適用されえず、ドイツ手続法のすべての証拠方法および自由心証主義の適法性の余地が残るであろう。

VI. 当事者の宣誓と当事者尋問

ドイツの観点から極めて注目すべき点は、裁判官によるものではなく、相手方当事者による申立てに基づいた場合であっても、新しいトルコ民事訴訟法においても、当事者の宣誓が証拠方法として維持されたことである。かかる「押し付けられた」またはドイツにおいてドイツ化されて以前言われていたような「司法の杖で支えられた（gestabte）」宣誓は、ドイツ1877年CPOにおいても規定されていた。しかし、その数十年後には、ドイツでは当事者宣誓は廃止された。オーストリアを模範として、その代わりに、自由心証主義が適用される証明手段としての当事者尋問を採用した。しかし、当事者尋問は、原則として補充的な証拠方法にすぎない。これは、一方では、原告によって更なる要件を経ずに証人として申請されうる原告の従業員が関与し、そして、裁判所によって強制的に尋問され、他方では、被告は個人的に話し合いを行い、したがって——当事者尋問に関する規定に従えば——自らを尋問する権利はない、いわゆる四つの目による（たとえば契約の締結または内容に関する）協議の事例においては問題があることが判明してきた。欧州人権裁判所

は、かかる規定について批難し、この点について武器平等原則 (Grundsatz der Waffengleichheit) の侵害であると判示した。これに関するドイツ法に対する結論については争いの余地はある。おそらく、私が正しく認識しているとすれば、たとえば、アメリカ合衆国法ではそうであるように、当事者と証人との証拠法上の区別を完全に廃止するべきであるかもしれない。押し付けられた宣誓に関する規定は、かかる問題の解決には繋がらないであろう。というのは、当事者はかかる方法によっても証人として自らを尋問することはできないからである。

トルコ法において当事者の宣誓と並んで、当事者尋問が存在するか否かについてはまだ解明される必要がある。

Ⅶ. 民事訴訟における宣誓の一般的意義

前述したとおり、ドイツには依然通用していた証拠規則とともに押し付けられた当事者宣誓は長い間もはや存在していない。それ以外でもドイツでの訴訟における宣誓は殆ど重要な役割を果たしていない。証人は滅多に宣誓することはない。これは、宣誓の宗教的な背景について一般的な社会的コンセンサスが存在しないということと関連している。したがって、すでにかなり以前から宗教的な誓いなしに宣誓することも可能となった (ドイツ民事訴訟法481条2項)。その後、宗教的な理由から完全に宣誓を拒否する者は、もっぱら「確約 Bekräftigung」をすることが可能となったので、「宣誓」という言葉もまたは「誓約」という言葉も回避された (ドイツ民事訴訟法484条 [宣誓に代わる確約])。

トルコにおいて宣誓に対するどのような考え方が支配しており、当事者宣誓の維持 (強制的ではない) がそれと関係しているのか否かについて知る事ができれば幸いである。

Ⅷ. 成功した近代化

誤解を避けるために、最後に私の印象について強調することをお許しいただきたい。トルコは、新しい民事訴訟法によって疑いなく近代化に大きく一歩進むことに成功した。これは、たとえば、電子化による訴え提起および送達またはビデオ会議の実施に関する新しい規定が裏付けしている。時間の都合でこれらの新しい規定については今回は残念ながら言及することはできない。